

大津市就学事務システム（就学援助及び学齢簿編製等）標準化移行対応業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「大津市就学事務システム（就学援助及び学齢簿編製等）標準化移行対応業務」に係る委託の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 大津市就学事務システム（就学援助及び学齢簿編製等）標準化移行対応業務
- (2) 業務内容 調達仕様書のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和10年3月10日まで

3 予算額

委託料の上限は72,073,100円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。
令和8年度：37,659,050円
令和9年度：34,414,050円（債務負担行為）

4 実施形式 公募型

5 スケジュール

令和8年	7月21日（火）	公募開始
令和8年	7月28日（火）	質疑受付締切
令和8年	7月31日（金）	質疑に対する回答（予定）
令和8年	8月25日（火）	参加申込等に係る書類提出締切
令和8年	9月1日（火）	プレゼンテーション審査

6 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、この公告の日からプレゼンテーション審査の日までにおいて、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 大津市から指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。）、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。

る者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- (5) 破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (6) 本プロポーザルに参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(7)にあつては、会社等（会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第２条第７項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

(7) 親会社等（会社法第２条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(ウ) (7)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

(7) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第２条第１５号に規定する社外取締役

(d) 会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第４０２条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第５７５条第１項に規定する持分会社の社員（同法第５９０条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であつて、a から d までに掲げる者に準ずるもの

(イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(エ) (7)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合

(7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(8) 過去2年以内に、地方公共団体との間で、本業務と類似した契約を締結し、これを2件以上履行した実績（履行中のものを含む。）を有すること。

7 質疑・応答

(1) 提出方法

別添の質問票（様式第4号）により、電子メールにて提出すること。メール件名に「プロポーザル質問. 送信年月日（西暦8桁）. 商号又は名称」を入力し、複数の質問がある場合には1つのファイルにまとめて送信後、必ず電話等で送信した旨を担当課に伝えること。なお、電話又は口頭による質問は受け付けない。

(2) 期限 令和8年7月28日（火）午後1時まで（必着）

(3) 提出先 大津市政策調整部情報政策課

電話：077-528-2713

電子メールアドレス：otsu1218@city.otsu.lg.jp

(4) 回答方法 大津市ホームページにて掲載する。（令和8年7月31日（金）予定）

(5) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、調達仕様書の追補とみなす。

イ 質問の内容に参加社名が特定できる記載を入れないこと。

8 参加申込の手続き

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、調達仕様書、企画提案書作成要領及び大津市契約規則（昭和40年規則第35号）等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

ア 参加申込に係る提出書類

次に掲げる(ア)から(ウ)までについて、それぞれ1部提出すること。

(ア) 公募型プロポーザル参加申込書（様式第1号）

(イ) 誓約書（様式第2号）

(ウ) 事業実績調書（様式第3号）

イ 企画提案に係る提出書類

次に掲げる書類の原本1部を提出すること。ただし、(ア)、(ウ)及び(エ)に掲げる書類は、原本1部及び副本5部提出すること。副本には、提案者の商号又は名称、代表者氏名などの事業者が特定できる事項は記載しないこと。

(ア) 企画提案書（任意様式）

(イ) 価格見積書（任意様式）

※見積額及び当該業務に係る事業費を必要経費の項目に区分した積算内訳を記載すること。

※見積額は消費税及び地方消費税額を含む額とし、宛先は大津市長とすること。

(ウ) 事業実施体制（任意様式）

(エ) 事業工程表（任意様式）

(2) 提出方法及び提出期限

持参又は郵送に限る。

持参の場合は、下記期間中の午前9時から午後5時までとする。ただし、大津市の休日定める条例（平成元年条例第67号）第1条に規定する市の休日を除く。

郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期間内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

ア 持参による提出の場合

令和8年8月25日（火）午後5時まで

イ 郵送による提出の場合

郵便書留とし、令和8年8月25日（火）までに必着

(3) 提出先 〒520-0037 大津市御陵町3番4号（大津市役所第2別館）

大津市政策調整部情報政策課

9 企画提案書作成方法

様式は問わない。本実施要領、調達仕様書及び企画提案書作成要領等を踏まえて、評価基準（審査項目・配点）を網羅し、アピールポイントや提案内容等を具体的に明記した企画提案書を作成すること。

10 審査方法

本実施要領、調達仕様書及び企画提案書作成要領等に基づき提出された企画提案書等について、プロポーザル審査委員会が審査を行う。

(1) 審査方法

提出された書面及びプレゼンテーション審査により行う。

(2) 審査日

令和8年9月1日（火）

（※なお、応募者多数の場合は、日程を変更する場合がある。）

(3) 審査員

市職員5人程度を予定

(4) 実施場所

大津市役所 第二別館 情報政策課会議室

(5) 提案時間

30分

(6) 質疑応答

20分

(7) 企画提案に係るプレゼンテーション

ア 出席者は3人以内とし、本業務のプロジェクトリーダーは必ず出席すること。

イ プレゼンテーションにおいて、会社名が分かる口頭での説明やデモ画面上での会社名の記載は行わないこと。

ウ 応募者が多数の場合は、別途審査日を設けるものとする。

エ プレゼンテーションは、企画提案書に沿って説明を行うこと。

11 審査の項目及び基準

下記項目を基本に審査する。最低基準点は、審査員全員の合計において満点の6割とし、採用の決定は、最も高い点数を獲得し、かつ最低基準点を満たす提案とする。合計点が同点であった場合は、第1順位とした委員が多い団体を上位とする。第1順位とした委員が同数であった場合は、委員長が上位とした団体を第1順位とする。ただし、同一の審査項目において審査員全員から最低評価を受けた提案は採用しないこととする。

ア 評価点の計算は、配点×重要度とする。

イ 審査項目

大津市就学事務システム（就学援助及び学齢簿編製等）標準化移行対応業務プロポーザル評価基準のとおり

ウ 評価点数

5点	3点	1点
優れている	標準	劣っている

なお、費用等に係る項目の点数については上記点数によらないものとする。

12 審査結果

- (1) 通知方法 プレゼンテーション審査を受けた全ての提案者に文書で通知する。
- (2) 通知時期 令和8年9月7日（月）を予定

13 契約の締結

審査により採用を決定された受託候補者は、本業務について担当課と協議を行い、協議の結果に合わせた仕様書を改めて作成するとともに、その仕様書に基づく見積書を作成し提出すること。

契約の締結は、提出された見積書を基に随意契約の方法により行う。ただし、本契約を締結する日までの間に受託候補者が第6項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。

14 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

15 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、大津市情報公開条例（平成14年条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

16 その他

- (1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を大津市に請求することはできない。

- (3) 参加辞退の場合

表明書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場

合は、速やかに辞退届（様式第5号）により、担当課宛てに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 参考見積書の金額が第3項の予算額を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 提案者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

1.7 問合せ先

〒520-0037 大津市御陵町3番4号（大津市役所第2別館）

大津市政策調整部情報政策課 （担当 山田、田辺）

電話：077-528-2713

電子メールアドレス：otsu1218@city.otsu.lg.jp